

総合評価落札方式（土木関係工事）に関する 運用ガイドライン

鳥取県県土整備部

目 次

総合評価落札方式の主な改正点	1
入札方式の分類	4
簡易評価型総合評価に係る採点基準	5
地域密着型総合評価に係る採点基準	13
技術提案評価型総合評価に係る採点基準	17
別表・様式	21

総合評価落札方式の主な改正点

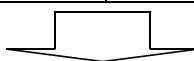
1 改正のポイント

- (1) 工事内容、規模に応じた複数の総合評価落札方式を導入
- (2) 地域に根差した企業の育成を目的とした地域密着型総合評価の導入
- (3) 簡易評価型総合評価の評価項目の見直し
- (4) 技術提案評価型の本格実施

2 入札方式の改正

<改正前>

予定価格	250万円	1千万円	6千万円	19.4 億円
入札方式	随意契約	限定公募型 指名競争入札	制限付一般競争入札 特別簡易型 総合評価	一般競争入札
対象管内		3ブロック	全県	制限無し



<改正後>

予定価格	250万円	1千万円	6千万円	19.4 億円
入札方式	随意契約		制限付一般競争入札 ③簡易評価型 総合評価	一般競争入札
対象管内		3ブロック	制限付一般競争入札 ②地域密着型 総合評価 ①技術提案評価型 総合評価	全県

① 技術提案評価型 総合評価

施工技術の難易度や現場条件の難易度が高い工事について、会社や配置技術者の工事成績等の評価に加えて施工上の工夫等の技術提案を求めて評価を行う。

平成24年度まで試行を行っていたが、平成25年度から本格実施する。

<対象工事> ・予定価格が6千万円以上19.4億円未満の工事（平成24年度は4千万円以上19.4億円未満の工事で試行）の中から発注機関が選定。

② 地域密着型 総合評価

道路や河川等の維持修繕工事など、地域を良く知る企業が行う方が効率的な工事について、地域を知り地域を守る企業が将来にわたり地域の維持管理等を持続的に行うことの目的として、会社の同種工事実績や地域性等により評価を行う。

<対象工事> ・予定価格が250万円以上1千万円未満の小規模工事。

・予定価格が1千万円以上6千万円未満の道路年間維持工事及び維持修繕工事。

③ 簡易評価型 総合評価

総合評価対象工事のうち、上記①、②の対象とならない工事について、会社や配置技術者の工事成績等により評価を行う。

<対象工事> ・予定価格が1千万円以上19.4億円未満の工事のうち技術提案評価型及び地域密着型の対象とならない工事。

3 新しい総合評価落札方式の見直しの概要

(1) 簡易評価型総合評価の見直し

改正前

評価項目	入札価格点数	施工能力点数										合計点	
		会社の施工能力				配置技術者の施工能力		受注額	地域点	地域貢献度	施工体制 (減点項目)		
		工事成績	同種工事実績	企業経営	技術者数	資格	CPD S						
配点	60	20	4	2	2	2	1	4	4	2	0	101	

改正後

評価項目	入札価格点数	施工能力点数										合計点	
		会社の施工能力				配置技術者の施工能力				受注額	地域点	資格停止 (減点項目)	
		工事成績	同種工事実績	企業経営	工事成績	同種工事実績	資格	CPD					
配点	60	15	5	3	5	2	2	1	4	4	0	101	



は評価項目の変更箇所

【評価項目の主な改正点】

- 会社工事成績の配点の減及び工事成績対象期間等の変更。
- 会社同種工事実績の配点の変更。
- 企業経営点の配点の変更。
- 技術者数の廃止。
- 配置技術者の工事成績・同種工事実績を評価。
- 継続教育学習制度(CPD)について(社)全国土木施工管理技士会連合会以外の(社)土木学会等が主催するCPDについても対象とした。
- 受注額の分母について県工事平均受注額または「生産指標額×k1」のいずれかを入札参加者が選択するように変更。
当該年度の受注額について2億以上のトンネル工事に上限額を設定(分子)。
- 地域点は距離制を廃止し、総合事務所(西部総合事務所にあっては、米子県土整備局、日野振興センター日野県土整備局の2つとする。)又は県土整備事務所の所管区域別での評価。
- 地域貢献度の廃止。
- 施工体制を資格停止に名称変更し減点を2倍にした。

(2) 地域密着型総合評価 (新設)

地域密着型総合評価は、地域の維持修繕工事等を対象とし、簡易評価型に比べ入札価格の比重を高めるとともに、地域性等により評価を行う。

評価項目	入札価格点数	施工能力点数						合計点	
		会社の施工能力		配置技術者の施工能力		地域点	資格停止 (減点項目)		
		同種工事実績	資格	CPD					
配点	90	1	1	1	1	4	0	97	

(3) 技術提案評価型総合評価

簡易評価型の評価項目等の見直しに伴い、評価項目等を見直した。

改正前

評価 項目	入札 価格 点数	施工能力点数						技術提案 点 数	合計点		
		会社の施工能力		配置技術者の施工能力		地 域 貢献度	施工体制 (減点項目)				
		工 事 成 績	同種工事 実 績	資 格	C P D S						
配点	6 0	1 0	4	3	1	2	0	2 0	1 0 0		



改正後

評価 項目	入札 価格 点数	施工能力点数						技術提案 点 数	合計点	
		会社の施工能力		配置技術者の施工能力			地 域 点	資格停止 (減点項目)		
		工 事 成 績	同種工事 実 績	工事 成績	同種工 事実績	資 格				
配点	6 0	5	5	5	2	2	1	4	0	



は評価項目の変更箇所

入札方式の分類

予定価格	250万円	1千万円	6千万円	19.4億円
入札方式	随意契約		制限付一般競争入札 簡易評価型 総合評価 地域密着型 総合評価	一般競争入札 技術提案評価型 総合評価
対象管内		3ブロック	全県	制限無し

1 簡易評価型総合評価

- ・予定価格が1千万円以上19.4億円未満の工事のうち、技術提案評価型総合評価及び地域密着型総合評価の対象工事を除いたもの。

2 地域密着型総合評価

- ・予定価格が250万円以上1千万円未満の小規模工事。
- ・予定価格が1千万円以上6千万円未満の工事のうち、道路年間維持工事及び維持修繕工事。

3 技術提案評価型総合評価

- ・予定価格が6千万円以上19.4億円未満の工事のうち、施工技術の難易度や現場条件の難易度が高い工事であって施工上の工夫等の技術提案を求める工事。
- ・土木一般、とび等一般の県内入札参加資格者を対象とした工事。

4 総合評価対象外工事

- ・県外業者参入工事
- ・次に掲げる発注工種
PC、鋼橋、土木解体、しゅんせつ工事、さく井工事、鋼構造物一般
- ・上記に掲げるもののほか、発注機関が総合評価落札方式によることが適当でないと認めた建設工事。

区分	土木系発注工種	営繕系発注工種
総合評価対象発注工種	土木一般、港湾、とび等一般、交通安全施設、法面一般、法面植生、法面保護、落石防止網工、アンカー工、ほ装一般、アスファルト、区画線工、造園工事	建築一般、電気工事、管工事、塗装一般
総合評価対象外発注工種	プレストレスト・コンクリート、土木解体、鋼構造物一般、鋼橋、しゅんせつ工事、さく井工事	建築解体、大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、タイル等工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装一般、畳工、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事
適用される要領ガイドライン	・鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領 ・総合評価落札方式（土木関係工事）に関する運用ガイドライン	・鳥取県総務部建設工事総合評価競争入札実施要領 ・総合評価落札方式（営繕関係工事）に関する運用ガイドライン

【評価点の算出方法】

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価点数の最も高い者を落札者とする。
評価点の算出方法は、次に示す加算方式とする。

$\text{評価点} = \text{入札価格点数} + \text{施工能力点数} + \text{技術提案点数}$ <p style="text-align: center;">(技術提案評価型の場合)</p>
--

※施工能力点数の合計が0以下となる場合は0点とする。入札価格点数、施工能力点数、技術提案点数の合計は小数第3位までとし4位以下は切り捨てる。

*格付のある工種を総合評価落札方式により実施する場合は、応募条件として单一の格付等級を設定するものとする。

簡易評価型総合評価に係る採点基準

【採点項目と配点】

評価項目	入札価格点数	施工能力点数								合計点		
		会社の施工能力			配置技術者の施工能力				受注額	地域点	資格停止 (減点項目)	
		工事成績	同種工事実績	企業経営	工事成績	同種工事実績	資格	C P D				
配点	60	15	5	3	5	2	2	1	4	4	0	101

【各評価項目と評価方法】

評価項目	評価方法	配点
入札価格点数	<p>60× 最低入札額／入札参加者提示額 (小数点第3位未満切り捨て) ↓ (端数処理 例) $60 \times \frac{\text{最低入札額}}{\text{入札参加者提示額}} = 57.39877\cdots \rightarrow 57.398$ ↑ (各評価項目の計算途中では小数点第6位未満を切り捨てる。 他の評価項目での取扱いも同一とする。)</p> <p>(1) 最低入札額 : 当該入札で提示された有効な入札のうち、最低の入札額をいう。 有効な入札とは予定価格の制限の範囲内の価格で応札した者のうち失格基準、失格要件に該当しない者で、調達公告等の入札参加者の条件に該当する者の入札とする。</p> <p>(2) 入札参加者提示額 : 当該入札で入札参加者が提示した入札額をいう。</p>	60点
施工能力点数	<p>15× 入札参加者工事成績／最高工事成績 (小数点第2位未満切り捨て)</p> <p>(1) 入札参加者工事成績 : 当該工事に係る当該入札参加者の会社工事成績をいう。</p> <p>(2) 最高工事成績 : 当該入札に係る入札のうち最も高い工事成績をいう。</p> <p>(3) 県工事における同一工種の会社工事成績の3年間の平均値とする。(小数点第1位未満切り捨て)</p> <p>(4) 上記3年間に受注実績がない場合は対象期間を最長5年まで延長する。</p> <p>(5) 上記の5年間に受注実績がない会社の場合、会社の工事成績は大部分の会社における工事成績の最小値とし、毎年更新する。</p> <p>*「大部分の会社における工事成績の最小値」は、「工事成績の平均値-2×標準偏差」とする。</p> <p>全ての発注工種について最小値は同一点数となる。</p> <p>(6) 法面一般、法面植生工、法面保護工、落石防止網工は法面処理として同一の発注工種とみなす。</p> <p>(7) 各年の平均値及び対象期間の平均値については、それぞれ小数点第1位未満を切り捨てる。</p> <p>(8) 共同企業体として入札に参加する場合は代表者の工事成績を評価対象とする。 (以下、共同企業体として入札に参加する場合は代表者のデータを評価対象とする。)</p> <p>(9) 工事成績は、下記のいずれかの建設工事検査規定等に基づき工事成績が決定されたものを対象とする。</p>	15点

	<p>①鳥取県建設工事検査規程(昭和46年内訓第2号) ②病院局建設工事検査要綱(平成18年4月1日付第200500136899号鳥取病院局長通知) ③企業局建設工事検査規程(平成17年鳥取県企業局内訓第200500006739号)</p> <p>(10)「工事成績評定要領の制定について(平成19年3月30日付第200600199714号鳥取県行政監察監通知)」により改正される以前の工事成績評定要領に基づく一般土木工事の工事成績については、当該工事成績から12点を減じた点数とする。</p> <p>(11)各年の平均値の計算期間は暦年(1月1日～12月31日)とする。</p> <p>例) 平成25年度の総合評価に用いる3年間の工事成績平均点</p> <p>1年目 平成22年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事 2年目 平成23年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事 3年目 平成24年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事</p>															
会社同種工事実績	<p>入札参加者が提出した過去5年間の鳥取県発注工事、境港管理組合発注工事、国土交通省及び農林水産省又は独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターの発注工事(以下「国発注工事」という。)における会社同種工事実績に係る工事成績により、次のとおり評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事成績</th><th>会社同種工事実績点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85点以上</td><td>5点</td></tr> <tr> <td>81点以上85点未満</td><td>4点</td></tr> <tr> <td>77点以上81点未満</td><td>3点</td></tr> <tr> <td>73点以上77点未満</td><td>2点</td></tr> <tr> <td>70点以上73点未満</td><td>1点</td></tr> <tr> <td>70点未満</td><td>0点</td></tr> </tbody> </table> <p>(1)鳥取県発注工事、境港管理組合発注工事、及び国発注工事のみ認める。 (2)対象工事と同一の発注工種のものとする。ただし、別表第1の第4欄に掲げる国発注工事の工種に該当する工事については、同表の第1欄に掲げる発注工種とみなすものとする。 (3)対象となる期間は、完成検査の日及び工事成績の通知日が調達公告日の5年前の日の属する年度の4月1日から当該入札の開札日までの間にあること。 (4)「工事成績評定要領の制定について(平成19年3月30日付第200600199714号鳥取県行政監察監通知)」により改正される以前の工事成績評定要領に基づく一般土木工事の工事成績については、当該工事成績から12点を減じた点数とする。 (5)上記以外の工事は、公募条件を満たす者として判断するが、評価点は0点とする。 ※調達広告において同種工事実績を条件としない場合は、評価対象としない。</p>	工事成績	会社同種工事実績点	85点以上	5点	81点以上85点未満	4点	77点以上81点未満	3点	73点以上77点未満	2点	70点以上73点未満	1点	70点未満	0点	5点
工事成績	会社同種工事実績点															
85点以上	5点															
81点以上85点未満	4点															
77点以上81点未満	3点															
73点以上77点未満	2点															
70点以上73点未満	1点															
70点未満	0点															
企業経営	<p>3×(入札参加者の経営事項審査総合評定値(以下総合評定値といふ。)－同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の下限値)／(同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の上限値－同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の下限値)</p> <p>(小数点第2位未満切り捨て)</p>	3点														

		<p>(1)対象となる総合評定値 開札日が属する年度の前々年度の10月1日からその翌年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査に基づく総合評定値とする。 (例) 平成25年度の場合は、平成23年10月1日から平成24年9月30日までの間を審査基準日とするもの。</p> <p>(2)前年度の10月1日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行った建設業者については前年度の10月1日から前年度の12月31日までを審査基準日とする。(経営事項審査を受審していないものに限る。)</p> <p>(3)前々年度の10月1日以降に会社更生法による更生手続開始の決定が行われた建設業者又は民事再生法による再生手続開始の決定が行われた建設業者については、更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日とする。(経営事項審査を受審していないものに限る。)</p> <p>(4)各発注工種及び各格付毎の総合評定値の上限値、下限値は県土整備部長が別に定める。</p>											
配置技術者の施工能力	配置技術者工事成績	<p>5×その者の配置技術者工事成績／有効な入札のうち最高の配置技術者工事成績 (小数点第2位未満切り捨て)</p> <p>(1)入札参加者が提出した過去5年間の県、境港管理組合又は国発注工事における配置技術者の工事成績とする。ただし、配置技術者の工事成績は元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての工事成績とし、現場代理人としての工事成績は、施工当時に現場代理人が1級土木施工管理技士等の特定資格(別表第2に掲載)を保有していたものに限る。</p> <p>また、次の表の左欄に掲げる条件に該当するときは、同表の右欄に掲げる点数とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配置技術者工事成績等</th><th>評価に用いる配置技術者工事成績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置技術者工事成績を有しない</td><td>会社工事成績(上限75点)</td></tr> <tr> <td>配置技術者及び会社工事成績とも大部分の会社工事成績最小値未満</td><td>大部分の会社工事成績最小値</td></tr> <tr> <td>配置技術者工事成績が会社工事成績以下で会社工事成績が75点以下</td><td>会社工事成績(上限75点)</td></tr> <tr> <td>配置技術者工事成績が75点以下で会社工事成績が75点以上</td><td>75点</td></tr> </tbody> </table> <p>(2)配置予定技術者を2名記載する場合は工事成績点数、その他の配置予定技術者にかかる評価点を合計しその評価点が低い者の点数を採用する。</p> <p>(3)共同企業体(甲型)の構成員の場合は出資比率が30%以上の構成員の技術者等として行っていること。</p> <p>(4)<u>施工期間中に、交替等により技術者等として配置されていない期間がある場合は、配置された期間が2年以上に及ぶか又は工期の半分を超えること。</u></p> <p>(5)対象工事と同一の発注工種(法面一般、法面植生工、法面保護工、落石防止網工は法面処理として同一の発注工種とみなす。)のものとする。</p> <p>(6)完成検査の日及び工事成績の通知日が調達公告の日の5年前の日の属する年度の4月1日から当該入札の応募期間の末日までの間にあること。</p> <p>(7)「工事成績評定要領の制定について(平成19年3月30日付第200600199714号鳥取県行政監察監通知)」により改正される以前の工事成績評定要領に基づく一般土木工事の</p>	配置技術者工事成績等	評価に用いる配置技術者工事成績	配置技術者工事成績を有しない	会社工事成績(上限75点)	配置技術者及び会社工事成績とも大部分の会社工事成績最小値未満	大部分の会社工事成績最小値	配置技術者工事成績が会社工事成績以下で会社工事成績が75点以下	会社工事成績(上限75点)	配置技術者工事成績が75点以下で会社工事成績が75点以上	75点	5点
配置技術者工事成績等	評価に用いる配置技術者工事成績												
配置技術者工事成績を有しない	会社工事成績(上限75点)												
配置技術者及び会社工事成績とも大部分の会社工事成績最小値未満	大部分の会社工事成績最小値												
配置技術者工事成績が会社工事成績以下で会社工事成績が75点以下	会社工事成績(上限75点)												
配置技術者工事成績が75点以下で会社工事成績が75点以上	75点												

	<p>工事成績については、当該工事成績から12点を減じた点数とする。</p> <p>※予定価格が2,500万円未満の場合は評価対象としない。 ※有効な入札のうち最高の配置技術者工事成績は、有効な入札者から提出された全ての配置技術者工事成績のうち最高の者の工事成績とする。</p>													
配置技術者同種工事実績	<p>入札参加者が提出した過去5年間の県、境港管理組合又は国発注工事における配置技術者同種工事実績に係る工事成績により、次のとおり評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事成績</th><th>配置技術者同種工事実績点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85点以上</td><td>2点</td></tr> <tr> <td>80点以上85点未満</td><td>1. 5点</td></tr> <tr> <td>75点以上80点未満</td><td>1点</td></tr> <tr> <td>70点以上75点未満</td><td>0. 5点</td></tr> <tr> <td>70点未満</td><td>0点</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 予定価格が2,500万円未満の場合又は調達公告において配置技術者同種工事実績を条件としない場合は、評価対象としない。 また、評価対象期間等の取扱いは配置技術者工事成績の取扱いに準じるものとする。</p>	工事成績	配置技術者同種工事実績点	85点以上	2点	80点以上85点未満	1. 5点	75点以上80点未満	1点	70点以上75点未満	0. 5点	70点未満	0点	2点
工事成績	配置技術者同種工事実績点													
85点以上	2点													
80点以上85点未満	1. 5点													
75点以上80点未満	1点													
70点以上75点未満	0. 5点													
70点未満	0点													
配置技術者資格	<p>配置技術者（主任技術者又は監理技術者として対象工事に配置する者）の有する資格を次の表の区分に応じて評価する。 共同企業体の場合にあっては、代表者が配置する者に限る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格区分</th><th>資 格</th><th>配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級技術者</td><td>建設業法第15条第2号イに該当する者 (例) 一級土木施工管理技士等</td><td>2点</td></tr> <tr> <td>二級技術者</td><td>建設業法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者 (例) 二級土木施工管理技士等</td><td>1点</td></tr> <tr> <td>その他の技術者</td><td>建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者及び二級技術者以外の者 (例) 実務経験者等</td><td>0. 5点</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 配置予定技術者を2名記載する場合は配置技術者資格、その他の配置予定技術者にかかる評価点を合計しその評価点が低い者の点数を採用する。また、予定価格が2,500万円未満の場合は評価対象としない。</p>	資格区分	資 格	配点	一級技術者	建設業法第15条第2号イに該当する者 (例) 一級土木施工管理技士等	2点	二級技術者	建設業法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者 (例) 二級土木施工管理技士等	1点	その他の技術者	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者及び二級技術者以外の者 (例) 実務経験者等	0. 5点	2点
資格区分	資 格	配点												
一級技術者	建設業法第15条第2号イに該当する者 (例) 一級土木施工管理技士等	2点												
二級技術者	建設業法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者 (例) 二級土木施工管理技士等	1点												
その他の技術者	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者及び二級技術者以外の者 (例) 実務経験者等	0. 5点												

	<p>C 配置技術者が一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、公益社団法人 P 土木学会等の継続教育学習制度（CPD）において学習履歴証明書により評 D 價基準以上の実績があることが証明された場合に1点加点する。</p> <p>(1) 対象工事 土木一般、とび等一般、港湾工事、アスファルト、舗装一般、交通安全施設、法面処理(アンカーワークを含む。) (2) 学習履歴証明書の証明日は調達公告の開札日前3か月以内の日とし、学習履歴証明書(証明日前5年間または1年間の履歴を証明する証明書)により証明された配置技術者の取得単位数とする。 (3) 下記のいずれかに該当した場合1点を加点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>継続教育学習制度（CPD）</th><th>運営者</th><th>評価基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設コンサルタント協会CPD制度</td><td>(社)建設コンサルタント協会</td><td>10単位/年</td></tr> <tr> <td>地盤工学会継続教育制度</td><td>(社)地盤工学会</td><td>10単位/年</td></tr> <tr> <td>継続学習制度（CPDS）</td><td>(社)全国土木施工管理技士会連合会</td><td>30ユニット/5年</td></tr> <tr> <td>土木学会継続教育（CPD）制度</td><td>(社)土木学会</td><td>10単位/年 50単位/5年</td></tr> <tr> <td>JEAS-CPD制度</td><td>(社)日本環境アセスメント協会</td><td>10単位/年 50単位/5年</td></tr> <tr> <td>技術士CPD制度</td><td>(社)日本技術士会</td><td>10CPD時間/年 30CPD時間/3年</td></tr> <tr> <td>都市計画CPD制度</td><td>(社)日本都市計画学会</td><td>10単位/年</td></tr> <tr> <td>農業土木技術者継続教育制度</td><td>(社)農業農村工学会</td><td>10単位/年</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 配置予定技術者を2名記載する場合はCPD、その他の配置予定技術者にかかる評価点を合計しその評価点が低い者の点数を採用する。また、予定価格が2,500万円未満の場合は評価対象としない。</p>	継続教育学習制度（CPD）	運営者	評価基準	建設コンサルタント協会CPD制度	(社)建設コンサルタント協会	10単位/年	地盤工学会継続教育制度	(社)地盤工学会	10単位/年	継続学習制度（CPDS）	(社)全国土木施工管理技士会連合会	30ユニット/5年	土木学会継続教育（CPD）制度	(社)土木学会	10単位/年 50単位/5年	JEAS-CPD制度	(社)日本環境アセスメント協会	10単位/年 50単位/5年	技術士CPD制度	(社)日本技術士会	10CPD時間/年 30CPD時間/3年	都市計画CPD制度	(社)日本都市計画学会	10単位/年	農業土木技術者継続教育制度	(社)農業農村工学会	10単位/年	1点
継続教育学習制度（CPD）	運営者	評価基準																											
建設コンサルタント協会CPD制度	(社)建設コンサルタント協会	10単位/年																											
地盤工学会継続教育制度	(社)地盤工学会	10単位/年																											
継続学習制度（CPDS）	(社)全国土木施工管理技士会連合会	30ユニット/5年																											
土木学会継続教育（CPD）制度	(社)土木学会	10単位/年 50単位/5年																											
JEAS-CPD制度	(社)日本環境アセスメント協会	10単位/年 50単位/5年																											
技術士CPD制度	(社)日本技術士会	10CPD時間/年 30CPD時間/3年																											
都市計画CPD制度	(社)日本都市計画学会	10単位/年																											
農業土木技術者継続教育制度	(社)農業農村工学会	10単位/年																											
受注額	<p>4×(1-県工事受注額／ 県工事平均受注額又は「生産指標額×k1」)</p> <p>(マイナスまで算出するが、その下限値は施工能力点数の範囲内とする。また、小数点第2位未満を切り捨てるものとする。)</p> <p>(1) 生産指標額の上限額、係数k1及び県工事平均受注額の上限額は、県土整備部長が別に定めるものとする。</p> <p>(2) 県工事受注額(分子)は、当該年度に落札した同一の発注工種の落札額の合計額とする。</p> <p>①前年度に落札決定を行い、当該年度当初に契約締結を行ったもの又は、前年度以前に契約締結されたが当該年度に年割額が設定されているものは当該年度の受注額とする。</p> <p>②年割額設定工事は、契約締結をして年割額が確定するまでの間は、調達公告に掲げる当該年度の支払限度額を落札率で乗じた金額を受注額とする。(小数点未満の端数は切り捨てる。)</p>	4点																											

- ③法面処理のうち法面一般、法面植生工、法面保護工及び落石防止網工はこれらの合計額を受注額とする。(アンカーワークは別とする。)
- ④緊急応急対応として各総合事務所長、各県土整備事務所長、鳥取港湾事務所長又は鳥取空港管理事務所長が出動要請したものを除く。
- ⑤受注者の責めに帰すことができない理由により契約解除が行われた場合、その他県土整備部長が必要と認めた場合は、必要と認めた額を受注額の対象外とする。
- ⑥トンネル工事の受注額は上記①、②に関わらず契約締結を行った年度の受注額とし、上限額を設定する。
上限は、過去5年間での一般土木工事の1件当たりの最大受注額相当(2億円以上のトンネル工事を除く)とし県土整備部長が別に定める。
- ⑦受注額の下限値は、施工能力点数の範囲内とする。
- ⑧PC工事を土木一般の入札参加資格で受注した場合は土木一般の受注額とする。
- ⑨基準日は開札日の前日の数値とする。

(3) 入札参加資格者は県工事平均受注額か生産指標額×k1(分母)のいずれか一つを選択することとし、年度途中での変更は認めない。(翌年についても県工事平均受注額か生産指標額×k1のいずれかを選択する。)

(4) 県工事平均受注額(分母)を選択する場合は、過去3年間の工種別県工事年間受注額(落札金額)の平均値とする。

(例) 平成25年度の入札に使用する県工事の過去3年間

- 1年目 平成21年度に受注した金額
- 2年目 平成22年度に受注した金額
- 3年目 平成23年度に受注した金額

- ①債務負担行為及び継続費等の年割額設定工事は、当該年度の支払予定額とする。
- ②法面処理は法面一般、法面植生工、法面保護工、落石防止網工及びアンカーワークの合計額とする。
- ③契約解除等により県工事受注額(分子)の対象外とした県工事受注額は除く。
- ④緊急応急対応も県工事平均受注額(分母)に含める。
- ⑤PC工事を土木一般の入札参加資格で受注した場合は土木一般に含める。
- ⑥トンネル工事で受注額の上限額を設定した工事は、上限額を越えた受注額を除く。
- ⑦受注額は税込み額とする。

(5) 生産指標額×k1(分母)を選択する場合の生産指標額は、次の表の第1欄に定める事業年度ごとに第2欄に定める額を当該事業年度ごとの第3欄に定める割合で乗じ、当該乗じた額の合算額を3で除し、除して得た額を同表第4欄に定める割合で乗じた額とする。
(千円未満を切り捨てる。)

対象営業年度	対象金額	完成工事高割合	発注工種割合
入札参加資格の申請直前の直近3営業年度(当該申請直前に3営業年度を有しない入札参加者にあ	「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」の合計額(当該申請直前の営業年度の期間が1年に満たない入札参加者にあって	各営業年度の売上高の総額に対する完成工事高の総額の割合	当該申請直前の直近3事業年度の平均完成工事高に対する当該発注工種に係る

	<table border="1"> <tr> <td>つては、その当該申請直前の全ての営業年度)</td><td>は、当該期間(1月未満は1月とする。)を営業月数で除して得た額に12を乗じて得た額)</td><td>平均完成工事高の割合</td></tr> </table>	つては、その当該申請直前の全ての営業年度)	は、当該期間(1月未満は1月とする。)を営業月数で除して得た額に12を乗じて得た額)	平均完成工事高の割合																																											
つては、その当該申請直前の全ての営業年度)	は、当該期間(1月未満は1月とする。)を営業月数で除して得た額に12を乗じて得た額)	平均完成工事高の割合																																													
<p>①法面処理は法面一般、法面植生工、法面保護工、落石防止網工及びアンカーワークの合計額を完成工事高とする。</p> <p>②PC工事を土木一般の入札参加資格で受注した場合の完成工事高は土木一般に含める。</p> <p>③準県内業者は、上記で算出した額に地方税法第72条の48第1項の規定により事業税の課税標準額を関係都道府県に分割する場合における当該課税標準額の総額に占める鳥取県分の課税標準額の割合(開札日の属する年度の前々年度の10月1日から前年度の9月30日の間にその終了の日が属する事業年度において適用する割合とする。)を乗じて得た額とする。</p> <p>④上記で算出した額が0となる入札参加者は、当該発注工種及び同格付等級の中で生産指標額が最低の者の額とする。</p> <p>⑤トンネル工事の受注額(分子)について上限額設定の適用を受けた工事については、完成工事高から上限額設定により控除された額を除くものとする。</p> <p>⑥上記で算出した額が別に定めた生産指標額の上限額を越える入札参加者は、上限額とする。</p> <p>(6)入札参加資格申請者は資格申請時及びその中間年に県工事平均受注額または生産指標額の算出根拠がわかる資料を県に提出する。</p>																																															
地域点	<p>工事箇所と本店所在地の地域点は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="5">本店所在地</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>鳥取</th> <th>八頭</th> <th>中部</th> <th>米子</th> <th>日野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工事箇所</td> <td>鳥取</td> <td>4点</td> <td>1点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>八頭</td> <td>1点</td> <td>4点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>4点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>米子</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>4点</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>日野</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>1点</td> <td>4点</td> </tr> </tbody> </table> <p>○鳥取：鳥取県鳥取県土整備事務所の所管区域 (鳥取港湾事務所及び鳥取空港管理事務所の所管区域を含む。)</p> <p>○八頭：鳥取県八頭県土整備事務所の所管区域</p> <p>○中部：鳥取県中部総合事務所の所管区域</p> <p>○米子：鳥取県西部総合事務所米子県土整備局の所管区域</p> <p>○日野：鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局の所管区域</p> <p>※ 基準日は開札日の前日とする。</p>	区分		本店所在地							鳥取	八頭	中部	米子	日野	工事箇所	鳥取	4点	1点	0点	0点	0点	八頭	1点	4点	0点	0点	0点	中部	0点	0点	4点	0点	0点	米子	0点	0点	0点	4点	1点	日野	0点	0点	0点	1点	4点	4点
区分		本店所在地																																													
		鳥取	八頭	中部	米子	日野																																									
工事箇所	鳥取	4点	1点	0点	0点	0点																																									
	八頭	1点	4点	0点	0点	0点																																									
	中部	0点	0点	4点	0点	0点																																									
	米子	0点	0点	0点	4点	1点																																									
	日野	0点	0点	0点	1点	4点																																									
資格停止 (減点項目)	<p>資格停止期間に応じ資格停止期間の2倍の期間において次表のとおり減点する。</p> <table border="1"> <tr> <td>資格停止期間</td> <td>点数</td> </tr> <tr> <td>1月以上3月未満</td> <td>-2点</td> </tr> </table>	資格停止期間	点数	1月以上3月未満	-2点	0点																																									
資格停止期間	点数																																														
1月以上3月未満	-2点																																														

		<table border="1"> <tr> <td>3月以上6月末満</td><td>-4点</td></tr> <tr> <td>6月以上</td><td>-6点</td></tr> </table>	3月以上6月末満	-4点	6月以上	-6点	
3月以上6月末満	-4点						
6月以上	-6点						
		(1)資格停止期間とは鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第2007001919555号鳥取県国土整備部長通知)の規定による入札参加資格停止期間とする。 (2)基準日は開札日の前日の数値とする。 (3)下限値は設けないものとする。					
合 計			101点				

(失格基準)

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を行った者を失格とする。

- (1) 加点となる評価項目が、応募書類等又は入札参加資格の事後審査により確認できないとき。
- (2) 次の表の第1欄に掲げる請負対象設計金額に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる基準価格を下回る価格で入札したとき。

請負対象設計金額	基準価格
250万円以上 2億円未満	鳥取県低入基準価格及び最低制限価格設定要領(平成19年8月15日付第200700071998号国土整備部長通知。以下「価格設定要領」という。)第6条の規定に基づき算出された価格
2億円以上	鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領(平成9年12月10日付管第798号土木部長通知。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。)第4条第2項の規定に基づき算出された価格

※ この失格基準は地域密着型及び技術提案評価型についても適用することとする。

※ 建築一般の失格基準は、鳥取県総務部建設工事総合評価競争入札実施要領(平成20年4月21日付第200800007845号総務部長通知)に定めるところによる。

(応募書類等の提出)

- (1) 入札参加者は、調達公告に定める入札に参加するために必要とされる書類を発注機関に提出すること。
- (2) 電子入札により総合評価競争入札を行う場合においては、電子入札システムに係る所定の画面に記載すべき事項を入力し、その内容を証明する次に掲げる書類を添付するものとする。
 - ①会社同種工事実績を求められた場合は、会社同種工事実績調書(様式第1号)及び工事完成検査結果通知書の写し等当該工事の工事成績を証明するもの。
 - ②配置技術者工事成績調書(様式第2号)及び工事完成結果通知書の写し及び登録内容確認書又は技術者等の選任通知書の写し等を添付すること。
 - ③配置技術者が有する資格等を証明するもの
 - ④継続教育学習制度(CPD)学習履歴証明書の写し(発注工種が継続教育学習制度評価対象工事の場合に限る。)
 - ⑤上記に掲げるもののほか、調達公告において添付することを求められたもの。

※ 地域密着型については上記③④⑤について適用することとし、技術提案評価型は上記①から⑤について適用し、これに加えて技術提案資料(様式第3号、様式第4号)を提出することとする。

地域密着型総合評価に係る採点基準

【採点項目と配点】

評価項目	入札価格点数	施工能力点数				合計点	
		会社の施工能力	配置技術者の施工能力	地域点	資格停止(減点項目)		
		同種工事実績	資格				
配点	90	1	1	1	4	0	97

【各評価項目と評価方法】

評価項目	評価方法	配点												
入札価格点数	90 × 最低入札額／入札参加者提示額 (小数点第3位未満切り捨て) ※ 評価方法は、簡易評価型の入札価格点数と同じとする。	90点												
施工能力点数 会社の施工能力 会社同種工事実績	<p>入札参加者が提出した過去15年間の鳥取県、境港管理組合、市町村又は国発注工事における会社同種実績の有無により次のとおり評価する。</p> <table border="1"> <tr> <td>同種工事実績の有無</td> <td>会社同種工事実績点</td> </tr> <tr> <td>実績あり</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>実績なし</td> <td>0点</td> </tr> </table> <p><同種工事></p> <p>(例)道路修繕工事の場合は道路修繕工事、道路改良工事など 河川修繕工事の場合は河川修繕工事、河川改良工事など</p> <p>(1)鳥取県発注工事、境港管理組合発注工事、市町村発注工事、国発注工事のみ認める。 (2)対象工事と異なる発注工種のものも認める。(調達公告に実績として認める発注工種が限定されている場合を除く。) (3)対象となる期間は、完成検査の日及び工事成績の通知日が調達公告日の15年前の日の属する年度の4月1日から当該入札の開札日までの間にあること。 (4)共同企業体として入札に参加する場合は代表者の実績を評価対象とする。 (以下、共同企業体として入札に参加する場合は代表者のデータを評価対象とする。)</p>	同種工事実績の有無	会社同種工事実績点	実績あり	1点	実績なし	0点	1点						
同種工事実績の有無	会社同種工事実績点													
実績あり	1点													
実績なし	0点													
配置技術者の施工能力 配置技術者資格	<p>配置技術者の有する資格を次の表の区分に応じて評価する。</p> <table border="1"> <tr> <th>資格区分</th> <th>資 格</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td>一級技術者</td> <td>(例) 一級土木施工管理技士等</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>二級技術者</td> <td>(例) 二級土木施工管理技士等</td> <td>0.5点</td> </tr> <tr> <td>その他の技術者</td> <td>(例) 実務経験者等</td> <td>0.25点</td> </tr> </table> <p>※ 資格等の取扱いについては簡易評価型の配置技術者資格と同じとする。また、予定価格が2,500万円未満の場合は評価対象としない。</p>	資格区分	資 格	配点	一級技術者	(例) 一級土木施工管理技士等	1点	二級技術者	(例) 二級土木施工管理技士等	0.5点	その他の技術者	(例) 実務経験者等	0.25点	1点
資格区分	資 格	配点												
一級技術者	(例) 一級土木施工管理技士等	1点												
二級技術者	(例) 二級土木施工管理技士等	0.5点												
その他の技術者	(例) 実務経験者等	0.25点												

C P D	<p>配置技術者が一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、公益社団法人土木学会等の継続教育学習制度（CPD）において学習履歴証明書により評価基準以上の実績があることが証明された場合に1点加点する。</p> <p>(1)対象工事 土木一般、とび等一般、港湾工事、アスファルト、ほ装一般、交通安全施設、法面処理(アンカーワークを含む)</p> <p>(2)学習履歴証明書の証明日は調達公告の開札日前3ヶ月以内の日とし、学習履歴証明書(証明日前5年間または1年間の履歴を証明する証明書)により証明された配置技術者の取得単位数とする。</p> <p>(3)下記のいずれかに該当した場合1点を加点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>継続教育学習制度（CPD）</th> <th>運営者</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設コンサルタント協会CPD制度</td> <td>(社)建設コンサルタント協会</td> <td>10単位/年</td> </tr> <tr> <td>地盤工学会継続教育制度</td> <td>(社)地盤工学会</td> <td>10ポイント/年</td> </tr> <tr> <td>継続学習制度（CPDS）</td> <td>(社)全国土木施工管理技士会連合会</td> <td>30ユニット/5年</td> </tr> <tr> <td>土木学会継続教育（CPD）制度</td> <td>(社)土木学会</td> <td>10単位/年 50単位/5年</td> </tr> <tr> <td>JEAS-CPD制度</td> <td>(社)日本環境アセスメント協会</td> <td>10単位/年 50単位/5年</td> </tr> <tr> <td>技術士CPD制度</td> <td>(社)日本技術士会</td> <td>10CPD時間/年 30CPD時間/3年</td> </tr> <tr> <td>都市計画CPD制度</td> <td>(社)日本都市計画学会</td> <td>10単位/年</td> </tr> <tr> <td>農業土木技術者継続教育制度</td> <td>(社)農業農村工学会</td> <td>10単位/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 配置予定技術者を2名記載する場合はCPD、その他の配置予定技術者にかかる評価点を合計しその評価点が低い者の点数を採用する。また、予定価格が2,500万円未満の場合は評価対象としない。</p>	継続教育学習制度（CPD）	運営者	評価基準	建設コンサルタント協会CPD制度	(社)建設コンサルタント協会	10単位/年	地盤工学会継続教育制度	(社)地盤工学会	10ポイント/年	継続学習制度（CPDS）	(社)全国土木施工管理技士会連合会	30ユニット/5年	土木学会継続教育（CPD）制度	(社)土木学会	10単位/年 50単位/5年	JEAS-CPD制度	(社)日本環境アセスメント協会	10単位/年 50単位/5年	技術士CPD制度	(社)日本技術士会	10CPD時間/年 30CPD時間/3年	都市計画CPD制度	(社)日本都市計画学会	10単位/年	農業土木技術者継続教育制度	(社)農業農村工学会	10単位/年	1点														
継続教育学習制度（CPD）	運営者	評価基準																																									
建設コンサルタント協会CPD制度	(社)建設コンサルタント協会	10単位/年																																									
地盤工学会継続教育制度	(社)地盤工学会	10ポイント/年																																									
継続学習制度（CPDS）	(社)全国土木施工管理技士会連合会	30ユニット/5年																																									
土木学会継続教育（CPD）制度	(社)土木学会	10単位/年 50単位/5年																																									
JEAS-CPD制度	(社)日本環境アセスメント協会	10単位/年 50単位/5年																																									
技術士CPD制度	(社)日本技術士会	10CPD時間/年 30CPD時間/3年																																									
都市計画CPD制度	(社)日本都市計画学会	10単位/年																																									
農業土木技術者継続教育制度	(社)農業農村工学会	10単位/年																																									
地域点	<p>【年間道路維持工以外の工事】</p> <p>工事箇所と本店所在地の地域点は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">本店所在地</th> </tr> <tr> <th>鳥取</th> <th>八頭</th> <th>中部</th> <th>米子</th> <th>日野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事</td> <td>鳥取</td> <td>4点</td> <td>1点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>箇所</td> <td>八頭</td> <td>1点</td> <td>4点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>4点</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>米子</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日野</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table>	区分	本店所在地					鳥取	八頭	中部	米子	日野	工事	鳥取	4点	1点	0点	0点	箇所	八頭	1点	4点	0点	0点		中部	0点	0点	4点	0点		米子	0点	0点	0点	4点		日野	0点	0点	0点	1点	4点
区分	本店所在地																																										
	鳥取	八頭	中部	米子	日野																																						
工事	鳥取	4点	1点	0点	0点																																						
箇所	八頭	1点	4点	0点	0点																																						
	中部	0点	0点	4点	0点																																						
	米子	0点	0点	0点	4点																																						
	日野	0点	0点	0点	1点																																						

【年間道路維持工事】

工事箇所と本店所在地の地域点は下記のとおりとする。

区分		本店所在地				
		鳥取	八頭	中部	米子	日野
工事箇所	鳥取	4点(3点)	1点	0点	0点	0点
	八頭	1点	4点(3点)	0点	0点	0点
	中部	0点	0点	4点(3点)	0点	0点
	米子	0点	0点	0点	4点(3点)	1点
	日野	0点	0点	0点	1点	4点(3点)

- (1) 工事箇所と本店所在地が同一管内の場合、工事箇所と本店所在地が同一の市町村の場合は4点とし、本店所在地が工事箇所以外の市町村の場合は3点とする。
 (2) 工事箇所が市町村をまたがる場合は、工事箇所として複数を指定する。

資格停止 (減点項目)	資格停止期間に応じ資格停止期間の2倍の期間において次表のとおり減点する。	0点								
	<table border="1"> <tr> <th>資格停止期間</th><th>点数</th></tr> <tr> <td>1月以上3月末満</td><td>-2点</td></tr> <tr> <td>3月以上6月末満</td><td>-4点</td></tr> <tr> <td>6月以上</td><td>-6点</td></tr> </table> <p>(1) 資格停止期間とは鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第2007001919555号鳥取県国土整備部長通知)の規定による入札参加資格停止期間とする。 (2) 基準日は開札日の前日の数値とする。 (3) 下限値は設けないものとする。</p>	資格停止期間	点数	1月以上3月末満	-2点	3月以上6月末満	-4点	6月以上	-6点	
資格停止期間	点数									
1月以上3月末満	-2点									
3月以上6月末満	-4点									
6月以上	-6点									
合計		97点								

【1千万円以上6千万円未満の地域密着型対象工事】

(1) 対象工事の具体例

発注工種	発注類型
土木一般	道路年間維持工事
	河川等年間維持工事
	側溝修繕工事
	土木施設修繕工事(道路、橋梁、河川、砂防、急傾斜、港湾等)
	災害防除(修繕)工事
とび等一般	河床掘削・伐開、河口開削、伐採工事、砂防ダム満砂除石、養浜工事
落石防止網工	道路災害防除工事のうち修繕工事等
交通安全	維持修繕工事(転落防止柵修繕工事等)
管工事	融雪施設点検補修工事
共通	災害復旧工事のうち上記のいずれかに該当するもの (護岸修繕が複数箇所にわたる工事等) ※单一工種のみの場合だけを対象とし側溝修繕、法面補修等を同時発注する場合などは対象外とする。

(2) 対象外工事

- ・新設改良（改築を含む。）工事
- ・鳥取県国土整備部自社施工対象工事適正実施要領（平成21年6月3日付第200800165845号）の対象工事
- ・舗装（補修）工事
- ・ひび割れ注入工等の同種工事実績を求める工事
- ・残土撤去、運搬工事、旧橋撤去等
- ・港湾工事（しゅんせつを含む。）

※250万円以上1千万円未満の工事については、新設改良工事、自社施工対象工事、舗装（補修）工事等についても地域密着型の対象工事とする。

技術提案評価型総合評価に係る採点基準

【採点項目と配点】

評価項目	入札価格点数	施工能力点数							技術提案点数	合計点		
		会社の施工能力		配置技術者の施工能力			地域点	資格停止(減点項目)				
		工事成績	同種工事実績	工事成績	同種工事実績	資格						
配点	60	5	5	5	2	2	1	4	0	20	104	

【各評価項目と評価方法】

評価項目		評価方法							配点														
入札価格点数		60× 最低入札額／入札参加者提示額 (小数点第3位未満切り捨て)							60点														
施工能力点数	会社の施工能力	※ 評価方法は、簡易評価型の入札価格点数と同じとする。							5点														
		5× 入札参加者工事成績／最高工事成績 (小数点第2位未満切り捨て)																					
施工能力点数	会社同種工事実績	※ 評価方法は、簡易評価型の会社工事成績と同じとする。							5点														
		入札参加者が提出した過去5年間の鳥取県、境港管理組合又は国発注工事における会社同種工事実績に係る工事成績により、次のとおり評価する。																					
配置技術者施工能力点数	配置技術者工事成績	<table border="1" data-bbox="409 1145 1008 1432"> <thead> <tr> <th>工事成績</th> <th>会社同種工事実績点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85点以上</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>81点以上85点未満</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>77点以上81点未満</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>73点以上77点未満</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>70点以上73点未満</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>70点未満</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>							工事成績	会社同種工事実績点	85点以上	5点	81点以上85点未満	4点	77点以上81点未満	3点	73点以上77点未満	2点	70点以上73点未満	1点	70点未満	0点	5点
工事成績	会社同種工事実績点																						
85点以上	5点																						
81点以上85点未満	4点																						
77点以上81点未満	3点																						
73点以上77点未満	2点																						
70点以上73点未満	1点																						
70点未満	0点																						
<p>※ 調達広告において同種工事実績を条件としない場合は、評価対象としない。 ※ 評価方法は、簡易評価型の会社同種工事実績と同じとする。</p>																							
配置技術者施工能力点数	配置技術者工事成績	5×その者の配置技術者工事成績／有効な入札のうち最高の配置技術者工事成績 (小数点第2位未満切り捨て)							5点														
		<p>(1)入札参加者が提出した県、境港管理組合又は国発注工事(過去5年)における配置技術者の工事成績(主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人としての工事成績は施工当時に現場代理人が1級土木施工管理技士等の特定資格を保有していたものに限る。)としての工事成績)とする。</p> <p>(2)下記の場合の取扱い</p> <table border="1" data-bbox="409 1920 1325 2079"> <tbody> <tr> <td>配置技術者工事成績等</td> <td>評価に用いる配置技術者工事成績</td> </tr> <tr> <td>配置技術者工事成績を有しない</td> <td>会社工事成績(上限75点)</td> </tr> <tr> <td>配置技術者及び会社工事成績とも大部分の会社工事成績最小値未満</td> <td>大部分の会社工事成績最小値</td> </tr> </tbody> </table>								配置技術者工事成績等	評価に用いる配置技術者工事成績	配置技術者工事成績を有しない	会社工事成績(上限75点)	配置技術者及び会社工事成績とも大部分の会社工事成績最小値未満	大部分の会社工事成績最小値								
配置技術者工事成績等	評価に用いる配置技術者工事成績																						
配置技術者工事成績を有しない	会社工事成績(上限75点)																						
配置技術者及び会社工事成績とも大部分の会社工事成績最小値未満	大部分の会社工事成績最小値																						

	<table border="1"> <tr> <td>配置技術者工事成績が会社工事成績以下 で会社工事成績が75点以下</td><td>会社工事成績(上限75点)</td></tr> <tr> <td>配置技術者工事成績が75点以下で会社工事成績が75点以上</td><td>75点</td></tr> </table>	配置技術者工事成績が会社工事成績以下 で会社工事成績が75点以下	会社工事成績(上限75点)	配置技術者工事成績が75点以下で会社工事成績が75点以上	75点									
配置技術者工事成績が会社工事成績以下 で会社工事成績が75点以下	会社工事成績(上限75点)													
配置技術者工事成績が75点以下で会社工事成績が75点以上	75点													
	<p>※ 評価方法は、簡易評価型の配置技術者工事成績と同じとする。</p> <p>※ 予定価格が2,500万円未満の場合は評価対象としない。</p>													
配 置 技 術 者 同 種 工 事 実 績	<p>入札参加者が提出した県、境港管理組合又は国発注工事(過去5年)における配置技術者同種工事実績に係る工事成績により、次のとおり評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事成績</th><th>配置技術者同種工事実績点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85点以上</td><td>2点</td></tr> <tr> <td>80点以上85点未満</td><td>1.5点</td></tr> <tr> <td>75点以上80点未満</td><td>1点</td></tr> <tr> <td>70点以上75点未満</td><td>0.5点</td></tr> <tr> <td>70点未満</td><td>0点</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 評価方法は、簡易評価型の配置技術者同種工事実績と同じとする。</p> <p>※ 予定価格が2,500万円未満の場合又は調達公告において配置技術者同種工事実績を条件としない場合は、評価対象としない。</p>	工事成績	配置技術者同種工事実績点	85点以上	2点	80点以上85点未満	1.5点	75点以上80点未満	1点	70点以上75点未満	0.5点	70点未満	0点	2点
工事成績	配置技術者同種工事実績点													
85点以上	2点													
80点以上85点未満	1.5点													
75点以上80点未満	1点													
70点以上75点未満	0.5点													
70点未満	0点													
配 置 技 術 者 資 格	<p>配置技術者（主任技術者又は監理技術者として対象工事に配置する者）の有する資格を次の表の区分に応じて評価する。</p> <p>共同企業体の場合にあっては、代表者が配置する者に限る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格区分</th><th>資 格</th><th>配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級技術者</td><td>(例) 一級土木施工管理技士等</td><td>2点</td></tr> <tr> <td>二級技術者</td><td>(例) 二級土木施工管理技士等</td><td>1点</td></tr> <tr> <td>その他の技術者</td><td>(例) 実務経験者等</td><td>0.5点</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 評価方法は、簡易評価型の配置技術者資格と同じとする。</p> <p>※ 予定価格が2,500万円未満の場合は評価対象としない。</p>	資格区分	資 格	配点	一級技術者	(例) 一級土木施工管理技士等	2点	二級技術者	(例) 二級土木施工管理技士等	1点	その他の技術者	(例) 実務経験者等	0.5点	2点
資格区分	資 格	配点												
一級技術者	(例) 一級土木施工管理技士等	2点												
二級技術者	(例) 二級土木施工管理技士等	1点												
その他の技術者	(例) 実務経験者等	0.5点												
C P D	<p>配置技術者が一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、公益社団法人土木学会等の継続教育学習制度（C P D）において学習履歴証明書により評価基準以上の実績があることが証明された場合に1点加点する。</p> <p>(1)対象工事 土木一般、とび等一般、港湾工事、アスファルト、ほ装一般、交通安全施設、法面処理(アンカーワークを含む)</p> <p>(2)学習履歴証明書の証明日は調達公告の開札日前3ヶ月以内の日とし、学習履歴証明</p>	1点												

	<p>書(証明日前5年間または1年間の履歴を証明する証明書)により証明された配置技術者の取得単位数とする。</p> <p>(3) 下記のいずれかに該当した場合1点を加点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>継続教育学習制度 (CPD)</th> <th>運営者</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設コンサルタント協会CPD制度</td> <td>(社)建設コンサルタント協会</td> <td>10単位/年</td> </tr> <tr> <td>地盤工学会継続教育制度</td> <td>(社)地盤工学会</td> <td>10ポイント/年</td> </tr> <tr> <td>継続学習制度 (CPDS)</td> <td>(社)全国土木施工管理技士会連合会</td> <td>30ネット/5年</td> </tr> <tr> <td>土木学会継続教育 (CPD) 制度</td> <td>(社)土木学会</td> <td>10単位/年 50単位/5年</td> </tr> <tr> <td>JEAS-CPD制度</td> <td>(社)日本環境アセスメント協会</td> <td>10単位/年 50単位/5年</td> </tr> <tr> <td>技術士CPD制度</td> <td>(社)日本技術士会</td> <td>10CPD時間/年 30CPD時間/3年</td> </tr> <tr> <td>都市計画CPD制度</td> <td>(社)日本都市計画学会</td> <td>10単位/年</td> </tr> <tr> <td>農業土木技術者継続教育制度</td> <td>(社)農業農村工学会</td> <td>10単位/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 評価方法は、簡易評価型のCPDと同じとする。 ※ 予定価格が2,500万円未満の場合は評価対象としない。</p>	継続教育学習制度 (CPD)	運営者	評価基準	建設コンサルタント協会CPD制度	(社)建設コンサルタント協会	10単位/年	地盤工学会継続教育制度	(社)地盤工学会	10ポイント/年	継続学習制度 (CPDS)	(社)全国土木施工管理技士会連合会	30ネット/5年	土木学会継続教育 (CPD) 制度	(社)土木学会	10単位/年 50単位/5年	JEAS-CPD制度	(社)日本環境アセスメント協会	10単位/年 50単位/5年	技術士CPD制度	(社)日本技術士会	10CPD時間/年 30CPD時間/3年	都市計画CPD制度	(社)日本都市計画学会	10単位/年	農業土木技術者継続教育制度	(社)農業農村工学会	10単位/年																			
継続教育学習制度 (CPD)	運営者	評価基準																																													
建設コンサルタント協会CPD制度	(社)建設コンサルタント協会	10単位/年																																													
地盤工学会継続教育制度	(社)地盤工学会	10ポイント/年																																													
継続学習制度 (CPDS)	(社)全国土木施工管理技士会連合会	30ネット/5年																																													
土木学会継続教育 (CPD) 制度	(社)土木学会	10単位/年 50単位/5年																																													
JEAS-CPD制度	(社)日本環境アセスメント協会	10単位/年 50単位/5年																																													
技術士CPD制度	(社)日本技術士会	10CPD時間/年 30CPD時間/3年																																													
都市計画CPD制度	(社)日本都市計画学会	10単位/年																																													
農業土木技術者継続教育制度	(社)農業農村工学会	10単位/年																																													
地域点	<p>工事箇所と本店所在地の地域点は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="5">本店所在地</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>鳥取</th> <th>八頭</th> <th>中部</th> <th>米子</th> <th>日野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工事箇所</td> <td>鳥取</td> <td>4点</td> <td>1点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>八頭</td> <td>1点</td> <td>4点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>4点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>米子</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>4点</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>日野</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>1点</td> <td>4点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 評価方法は、簡易評価型の地域点と同じとする。</p>	区分		本店所在地							鳥取	八頭	中部	米子	日野	工事箇所	鳥取	4点	1点	0点	0点	0点	八頭	1点	4点	0点	0点	0点	中部	0点	0点	4点	0点	0点	米子	0点	0点	0点	4点	1点	日野	0点	0点	0点	1点	4点	4点
区分		本店所在地																																													
		鳥取	八頭	中部	米子	日野																																									
工事箇所	鳥取	4点	1点	0点	0点	0点																																									
	八頭	1点	4点	0点	0点	0点																																									
	中部	0点	0点	4点	0点	0点																																									
	米子	0点	0点	0点	4点	1点																																									
	日野	0点	0点	0点	1点	4点																																									
資格停止 (減点項目)	<p>資格停止期間に応じ資格停止期間の2倍の期間において次表のとおり減点する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格停止期間</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月以上3月末満</td> <td>-2点</td> </tr> <tr> <td>3月以上6月末満</td> <td>-4点</td> </tr> <tr> <td>6月以上</td> <td>-6点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 評価方法は、簡易評価型の資格停止と同じとする。</p>	資格停止期間	点数	1月以上3月末満	-2点	3月以上6月末満	-4点	6月以上	-6点	0点																																					
資格停止期間	点数																																														
1月以上3月末満	-2点																																														
3月以上6月末満	-4点																																														
6月以上	-6点																																														

技術提案点数	20×その者の技術審査点／技術審査点が最高の者の技術審査点 (小数点第3位未満の端数は切り捨てる。)	20点
	(1)技術審査点：調達公告で定めた技術提案の各着目事項毎に3点満点で評価し、その合計点とする。 (2)各発注機関は技術提案資料(様式第3号、様式第4号)の審査を適正に行うため、技術審査会を設置するものとする。 (3)技術提案資料は入札時に電子入札システムに係る所定の画面に添付するものとする。 (4)技術提案資料が未提出の場合は失格とする。	
合 計		104点

(落札者の履行義務)

- 1 落札者は、技術提案実施計画書（様式第5号）を施工計画書に添付して監督員に提出し承諾（監督員は評価が0点の技術提案は記載しないように指示）を得ること。また、工事完成後に写真等の資料を添付して技術提案実施報告書（様式第5号）を監督員に提出すること。
- 2 落札者は、技術提案実施計画書に記載した事項を履行（監督員は、受注工事の段階確認等において、技術提案の履行状況を確認）しなければならない。
- 3 技術提案実施計画書に記載した事項が履行されない場合は、着目事項の一項目につき工事成績を3点減点する。

別 表 • 様 式

別表第1

発注工種	平成17・18年度の 発注工種	平成16年度以前の 発注工種	国土交通省、農林水産省又 は独立行政法人森林総合研 究所森林農地整備センター (独立行政法人緑資源機構 を含む。)の発注工種
土木一般	土木一般	一般土木工事	一般土木工事
プレストレスト ・コンクリート	プレストレスト・コン クリート	プレストレスト・コ ンクリート工事	プレストレスト・コンクリ ート工事
港湾工事	港湾一般及び港湾特定	港湾工事	港湾工事
土木解体	土木解体	解体工事(土木一式 工事に該当するもの に限る。)	一般土木工事のうち、土木 一式工事の解体工事に係る ものに限る。
とび等一般	とび等一般	一般土木工事	一般土木工事
交通安全施設	交通安全施設	交通安全施設工事	一般土木工事
法面一般	法面処理(法面一般、 法面植生工、法面保護 工、又は落石防止網工)	法面処理工事	法面処理工事
法面植生工			
法面保護工			
落石防止網工			
アンカー工	アンカー工	法面処理工事	法面処理工事
石工事	石工事	—	—
鋼構造物一般	鋼構造物一般	一般土木工事	一般土木工事
鋼橋	鋼橋	—	鋼橋上部工事
ほ装一般	ほ装一般	ほ装工事(アスファ ルトほ装工事を除 く。)	セメント・コンクリート舗 装工事
アスファルト	アスファルト	ほ装工事(アスファ ルトほ装工事を限 る。)	アスファルト舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	港湾工事	河川しゅんせつ工事
区画線工	区画線工	交通安全施設工事	一般土木工事
造園工事	造園一般及び植栽工	造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事	さく井工事	さく井工事

別表第2

各発注工種に対する特定資格一覧

発注工種	特定資格
土木一般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級建設機械施工技士 ・ 1級土木施工管理技士 ・ 技術士（建設部門） ・ 技術士（農業部門・選択科目「農業土木」に限る。） ・ 技術士（森林部門・選択科目「森林土木」に限る。） ・ 技術士（水産部門・選択科目「水産土木」に限る。） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」に限る。）
プレストレスト ・コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「農業土木」に限る。） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「森林土木」に限る。） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「水産土木」に限る。）
港湾工事	
土木解体	
とび等一般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級建設機械施工技士（土木工事に限る。） ・ 1級土木施工管理技士（土木工事に限る。） ・ 技術士（建設部門に限る。） ・ 技術士（農業部門・選択科目「農業土木」に限る。） ・ 技術士（森林部門・選択科目「森林土木」に限る。） ・ 技術士（水産部門・選択科目「水産土木」に限る。）
交通安全施設	
法面一般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」に限る。）
法面植生工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「農業土木」に限る。）
法面保護工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「森林土木」に限る。）
落石防止網工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「水産土木」に限る。）
アンカー工	
石工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級土木施工管理技士（土木工事に限る。）
鋼構造物一般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級土木施工管理技士（土木工事に限る。） ・ 技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」に限る。） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「鋼構造及びコンクリート」に限る。）
鋼橋	
ほ装一般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級土木施工管理技士
アスファルト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級建設機械施工技士 ・ 技術士（建設部門に限る。）
しゅんせつ工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級土木施工管理技士 ・ 技術士（建設部門に限る。） ・ 技術士（水産部門・選択科目「水産土木」に限る。） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「水産土木」に限る。） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」に限る。）
区画線工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級土木施工管理技士（土木工事に限る。）
造園工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級造園施工管理技士 ・ 技術士（建設部門に限る。） ・ 技術士（森林部門・選択科目「林業又は森林土木」に限る。） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」に限る。） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「林業又は森林土木」に限る。）
さく井工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士（上下水道部門・選択科目「上水道及び工業用水道」に限る。） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「上下水道部門」に限る。） ・ 技能検定1級のさく井に合格した者 ・ 地すべり防止工事士として登録後、1年以上の実務経験を有する者（地すべり防止工事に限る。）

様式第1号

会社同種工事実績調書

入札参加希望者の名称

項目 番号	1	2
工事名		
発注機関名		
施工場所		
請負金額		
工期		
受注形態		
工事内容 (工事の規模・構造等)		
工事成績 点数		
結果通知日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

備考

- 1 工事名は、受注した工事名を記載すること。
- 2 発注機関名は、鳥取県〇〇県土整備局、中国地方整備局〇〇工事事務所等と具体的に記載すること。
- 3 請負金額は、最終的な請負額とし、百円単位を四捨五入して千円単位で記載すること。
- 4 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。共同企業体の場合は、出資比率を（ ）内に%で記載すること。
- 5 工事内容は、調達公告で規定する同種工事の内容と対比ができるよう技術的特徴及び構造物の型式、施工延長、施工面積、施工量等について記載すること。

様式第2号

配置技術者工事成績・同種工事実績調書

入札参加希望者の名称

配置技術者の氏名			
同一工種の工事概要	工事名		
	発注機関名		
	発注工種		
	工期		
	従事役職		
技術者の資格 ※従事役職が現場代理人の場合にのみ記載すること。	資格名称() 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号()	資格名称() 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号()	
	従事期間		
	工事成績		
配置技術者の同種工事実績 ※配置技術者の同種工事実績が入札参加条件の場合に記載すること	請負金額		
	受注形態		
	工事内容 (工事の規模・構造等)		

備考1 従事役職は、当該建設工事で従事した主任技術者、監理技術者又は現場代理人のいずれかの役職を記載すること。

- 2 工事完成結果通知書の写し及び工事カルテ又は技術者等の選任通知書の写し等を添付すること。
- 3 請負金額、受注形態、工事の内容については同種工事実績を入札参加条件とする場合に記載すること。
- 4 請負金額は、最終的な請負金額とし、百円単位を四捨五入して千円単位で記載すること。
- 5 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。共同企業体の場合は、出資比率を()内に%で記載すること。
- 6 工事内容は、調達公告で規定する同種工事の内容と対比ができるよう技術的特徴及び構造物の型式、施工延長、施工面積、施工量等について記載すること。

様式第3号（技術提案評価型）

平成 年 月 日

発注者 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

印

技術提案資料の提出について

平成 年 月 日付けで公告のありました下記の工事の総合評価に係る技術提案資料について、書類を添えて提出します。なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名

2 工事場所

担当者連絡先 所属
氏名 電話番号
FAX

様式第4号（技術提案評価型）

技術提案資料

工事名		整理番号	
テーマ			
技術提案			

※1) 「テーマ」欄は、調達公告のテーマを記載すること。

※2) 「技術提案」欄は、調達公告で指定した各着目事項をタイトルとして、各着目事項に関する技術提案を記載すること。

※3) 技術提案は、A4 サイズの当様式（図表等含む。）1枚以内にまとめ、文字サイズ 11 ポイント以上で記載すること。

※4) 整理番号欄には記載しないこと。

技術提案実施計画・報告書

工事名		商号又は名称	
テーマ			
着目事項	技術提案内容	施工計画書 記載箇所	確認欄

※1) 受注者は、「確認」欄以外を記入し、施工計画書に添付する。

※2) 受注者は、技術提案内容について写真等の資料を添付の上、完成検査時に提出する。

※3) 監督員は、段階確認等（机上確認可）で履行状況を確認する。